

# 第1章 支えあい健やかに暮らせるまち

- 第1節 健康づくり・地域医療の充実
- 第2節 地域福祉の推進
- 第3節 子育て支援の充実
- 第4節 障がい福祉の充実
- 第5節 高齢者福祉・介護の充実
- 第6節 社会保障制度の充実

## 第1節 健康づくり・地域医療の充実

### ■ 現状と課題

近年、急速な高齢化が進む中で、がん、心臓病、脳卒中のほか、糖尿病などの生活習慣病<sup>※1</sup>が増加し、これに伴い介護が必要な状態になる方の増加が社会問題となっています。疾病の早期発見や治療だけではなく、生活習慣を改善し健康の増進を図るなど、生活習慣病を予防することが重要となっています。

心身ともに健康な子どもが育つよう、安心して出産・子

育てができる環境づくりを進める必要があります。

市民が健康で安心して暮らすため、救急医療体制を堅持する必要があります。

国民健康保険事業では、保険税収納率及び収納額は微増しているものの、医療費は増加傾向にあり、保険財政の基盤安定化が構造的な課題となっています。

### ■ 基本的方向

■ 市民が心身ともにいきいきとした生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。

■ 子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠期からのきめ細かな母子保健の推進と生活習慣病<sup>※1</sup>予防の取組を充実させ、市民の健康維持の促進を図っていきます。

■ 救急急病患者の医療を確保するため、医療体制の連携強化を図りながら市民の健康の推進を図っていきます。

■ 国民健康保険事業においては、特定健康診査や特定保健指導に取り組み、加入者の健康の増進を図るなど円滑な事業運営を推進します。

## ■ 施策

### 健康づくりの推進

- 健康づくり計画の行動指針に基づき、健康教育や健康相談をはじめ、ライフスタイルに応じた各種事業を実施して市民の自主的な健康増進を支援します。
- 市民への保健サービスを提供する拠点として、保健センターを整備します。

### 保健予防の推進

- 妊娠・出産・育児に関する情報提供や保健相談・指導、乳幼児の健康診査、感染症予防事業を推進するとともに、妊娠期からの継続した支援を行うことにより、母子保健の推進と乳幼児の健やかな発育を図ります。
- 生活習慣病<sup>※1</sup>の予防対策として、食生活、運動、喫煙などでの健全な生活習慣の形成に向け、各種教室や個別相談を実施するとともに疾病の早期発見や各種検診を実施します。

### 医療体制の充実

- 夜間急病センターの運営と在宅当番医制の実施により、夜間や休日等における急病患者の医療を確保します。
- 市内への産科の誘致などを進めます。

### 国民健康保険事業の適正な運営

- 国民皆保険の維持に努めるとともに、保険税の確保及び医療費の伸びの抑制など、国保財政の健全化を図ります。
- 特定健康診査及び特定保健指導の推進により、疾病予防や健康の保持推進を図るとともに、ジェネリック医薬品<sup>※2</sup>の使用促進などによる医療費の適正化に努めます。

※1 生活習慣病：成人期後期から老年期にかけてり患率、死亡率が高くなる慢性疾患(糖尿病、高血圧など)の総称。

※2 ジェネリック医薬品：新薬の特許が切れた後、新薬の開発元とは異なる製薬会社によって製造・販売される、有効成分が同じ医薬品。

## 第2節 地域福祉の推進

### ■ 現状と課題

急速な少子高齢化や都市化、核家族化の進行など、社会環境が大きく変化する中で、だれもが、住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、ともに支えあう地域社会の形成が求められています。

身近な生活課題に対応していくためには、行政サービスだけではなく、民間や市民団体、地域住民など広範な福祉活動の担い手との連携・協力が必要となります。

福祉サービスの適切な利用に向けては、市民の悩みを受け止める相談体制の充実が必要です。

近年の地域活動の多様化などに伴い、地域福祉活動

を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員などの役割が重要となることから、体制の強化や連携を深めることが必要です。また、ボランティアやNPO※<sup>1</sup>など市民参加型の支えあいや助けあいとともに、地域での支えあいの促進に向け、地域福祉活動に参加するさまざまな市民・団体と協力を図っていく必要があります。

災害時における高齢者や障がい者などの被災者を見逃さないため、避難行動要支援者の把握と支援体制づくりが求められています。

### ■ 基本的方向

- 地域福祉を支え、さまざまなサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携を図ります。
- 利用者が必要とする福祉サービスを選択するため、さまざまな悩みや問題を受け止める相談体制や情報提供の充実を図ります。
- 各種調査により多様化する市民ニーズを把握して、保健、福祉、医療の連携によりサービスの適切な提供を推進します。
- 市民の自発的な活動意欲を尊重し、地域の人材育成や活動の促進のための仕組みづくりを進めていきます。
- 地域で活動する団体などとの連携により要援護者の把握に努め、災害時に援護の必要な人を支援できる体制づくりを進めます。
- 福祉環境整備要綱に基づき、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、地震や雪害に配慮した住宅整備を図ります。

## ■ 施策

### 地域福祉推進体制の充実

- 民生委員児童委員や地区社会福祉委員会など地域福祉活動を行う人たちと連携しながら、地域の支援ネットワークづくりの推進を図っていきます。
- 地域の介護や子育てなどの問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを進めるため、総合的な相談体制の充実を図ります。
- 避難行動要支援者が地域で安心して生活が送れるよう、避難行動要支援者支援プランに基づく避難行動要支援者名簿を活用した災害時支援を行うための支援体制づくりを進めます。

### 地域福祉活動の推進

- 地域で市民や自治会による福祉活動を展開するために、情報交流の場の提供と充実を図るとともに、地域福祉に対する理解と協力を得るため、地域で支えあう仕組みづくりに向けた啓発を進めます。
- 地域の人材育成に向け、ボランティアのコーディネート機能の強化や研修による資質の向上を図ります。
- 地域で高齢者や障がい者など、だれもが安心して暮らしていくため、地域福祉活動のより一層の推進をめざし、NPO<sup>※1</sup>や民間企業の活動を支援します。

### 福祉環境の充実

- だれにもやさしいまちづくりをめざし、公共施設のバリアフリー化をはじめ、民間事業者へも協力を求めています。
- だれもが安心してサービスが利用できるよう、福祉情報の提供の充実を図ります。

※1 NPO:英語の Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間組織。

## 第3節 子育て支援の充実

### ■ 現状と課題

働く女性の増加や子育て環境の変化などから、社会や地域における子育て世代への支援は重要な課題となっています。そのため、各種保育サービスや子育てに関する情報の発信など、子育て全般にわたる支援の充実が求められています。

近年、保育を必要とする家庭が増えてきていることから、保育需要を適切に把握し、保育所定員の適正化に努めていく必要があります。

また、学童クラブへのニーズや対象年齢の拡大に対応するため、老朽化や狭小など課題のある施設については、学校施設の活用や児童館<sup>※1</sup>(児童センター)等との一体的な整備について検討が必要となっています。

子どもたちが遊びや学習を通じて健やかに成長できる場として、児童館<sup>※1</sup>(児童センター)の整備が望まれていることから、未整備地区での対応など検討を進める必要があります。

児童虐待への迅速な対応や未然の防止に向けて、関係者との連携、情報の共有など相談体制の強化を図っていく必要があります。

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもの支援については、発達相談数、関係機関との調整などのコーディネート業務が増加していることから、支援体制の充実・強化が課題となっています。

### ■ 基本的方向

- 公立保育園の配置見直しや施設の老朽化対策、民間活力の導入など保育機能の充実を図るとともに、学童クラブの施設整備や定員などについて、利用者ニーズを踏まえた検討、計画的な整備を推進します。
- 常設の地域子育て支援センター事業の充実を図ります。
- ひとり親家庭の自立促進と児童の健全な成長を図るため、総合的な支援を推進します。
- 児童館<sup>※1</sup> 整備についての検討を進めるとともに、児童の健全育成や遊び場の確保を図ります。
- 増加傾向にある児童虐待・不登校・養育上の問題に対して、未然に防止するための啓発活動や適切に対応する相談体制の充実を図ります。
- 発達の遅れや偏り、障がいのある子どもに対する療育や家族への相談・支援など、専門的な体制づくりを推進します。

## ■ 施策

### 子育て環境の充実

- 保育所定員のあり方について具体的な検討を行い、保育計画の見直し、保育所定員の適正化を図ります。
- 利用者ニーズに対応した地域子育て支援センターの活動を進めます。
- 学童クラブのニーズに対応するため、入所児童数に応じた職員配置を図り、学校施設の活用や児童館<sup>※1</sup>(児童センター)などとの一体的な施設整備等の検討を進めます。
- 公立保育園の民営化を進めます。

### ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ジョブガイド北広島と連携しながら、ひとり親家庭の実情に応じた、きめ細かな就業支援を行います。
- 母子・父子自立支援員や家庭児童相談員の資質向上を図り、相談者のニーズにあった助言や支援を行うとともに、児童扶養手当制度をはじめとする各種支援制度についての周知を図ります。
- 就業を効果的に促進するため、資格取得や教育訓練の取組への支援を行います。

### 児童の健全育成

- 児童館<sup>※1</sup>整備の基本方針を策定するとともに、児童センターに関する利用者調査を実施し、運営に反映させます。
- 子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを実現するため、子どもの権利擁護を推進します。
- 要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関との連携を促進するとともに、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

### 療育指導の充実

- 発達の遅れや偏り、障がいのある子どもをもつ家庭への支援の充実を図ります。
- 発達相談数の増加、幼稚園・保育園の巡回相談、学齢児相談、学齢児支援の要望や地域支援事業、関係機関コーディネート業務に対応するため、相談業務の体制づくりを推進します。

※1 児童館：児童の遊びを通じて健康の増進や親子活動などにより情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設。

## 第4節 障がい福祉の充実

### ■ 現状と課題

障害者総合支援法により、自立支援給付・地域生活支援事業等が行われており、障がい者が主体的にサービスを選択できるようになりました。

障がい者が地域社会で自立し、主体的に生活できるよう、ノーマライゼーション<sup>※1</sup>の普及と促進が求められています。

障がい者が希望する地域での暮らしの実現、活動が保障される社会づくりを推進するため、相談支援・就労支援など、必要な障がい福祉サービスの充実が求められています。

### ■ 基本的方向

■障がい者が、障がいのない人と同じように地域で生活し、活動できるようノーマライゼーション<sup>※1</sup>の社会づくりを推進するため、相談支援体制などの充実を図ります。

■障がい者の地域や在宅での生活を支援するため、自立支援給付のほかコミュニケーション支援や日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供を図ります。

■障がい者の就労促進のため、必要な訓練や活動の場を提供し、就労機会の拡大を図ります。

■障がい者が地域での社会活動に参加できるよう、交流の場と体験機会の提供を図ります。

## ■ 施策

### 地域生活支援の充実

- 障がい者が必要とする障がい福祉サービスを選択、利用できるよう、きめ細やかなサービスの提供を確保します。
- 障がい者の地域での円滑な生活を推進するため、コミュニケーション事業や各種ガイドブックなどの充実を図り、点字や手話などの活用により分かりやすい情報提供に努めます。
- 障がい者相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、自立支援協議会の機能強化及び充実を図り、地域生活支援のネットワークづくりを推進します。
- 障がい者の自立を促進するため、地域生活への移行に必要な居住・就労の場や日中活動の場など社会資源の整備・充実を促進します。
- 地域で障がい者がその権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう、障がい者の虐待防止や差別解消などの権利擁護を図ります。

### 社会参加の促進

- 障がい者の就労機会を拡大するため、企業の雇用を支援する各種制度について、情報提供を行うとともに、福祉関係機関、教育機関や労働関係機関が連携し雇用の場の確保を図ります。
- 障がい者の社会参加を促進するため、外出支援の充実を図ります。
- 障がいのある人とない人とのスポーツやレクリエーションなどによる交流機会の拡大を推進し、各種シンポジウムや研修会などを通して障がいに対する理解を深める機会を提供します。

※1 ノーマライゼーション：障がいの有無にかかわらず、すべての人が地域社会の中で生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。それに向けた運動や施策なども含む。

## 第5節 高齢者福祉・介護の充実

### ■ 現状と課題

急速に高齢化が進展する中、高齢者自身が地域社会において自らの豊富な経験と知識を生かして積極的な役割を果たし、住み慣れた地域や家庭で、安心して心豊かに暮らし、明るく活力に満ちた社会を確立していくことが求められています。

住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービス施設を充実し、利用者ニーズに応えていく必要があります。

高齢者支援センター（地域包括支援センター※1）は、民間委託により4か所開設され、介護予防支援業務や総合相談支援事業などの相談に応じていますが、相談件

数の増加に伴い、充実強化が必要です。

認知症対策では、予防事業や家族支援事業を推進するとともに、地域で支える体制づくり、認知症への理解を深め予防からケアまでの系統的な体制づくり、経済的被害等の権利侵害から守る体制づくりを進めていく必要があります。

高齢者が地域の中でいきいきと生活を送ることができるよう、老人クラブ活動の促進や世代間交流事業、趣味を生かしたサークル活動やボランティア活動など生きがいや社会参加の拡大を図っていく必要があります。

### ■ 基本的方向

- 自分の健康は自分で守ることを基本にしなが、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かし、生きがいをもって生活を送ることができる機会と場を提供していきます。
- 高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざします。
- 高齢者のニーズを的確に把握し、地域住民、民間団体、関係機関などの連携を図りながら、利用者の立場に立ったサービスを総合的に提供できる体制づくりを進めます。
- 高齢者が自立した生活を続けていくために介護予防対策を積極的に推進します。
- 認知症の早期発見と適切な認知症ケアを充実していくとともに、認知症に対する理解と支援の輪を広げていきます。
- 高齢者や障がい者の権利を守る総合的な権利擁護支援を推進します。
- 要介護の状態になっても、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、在宅支援体制の整備に努めるとともに、介護施設サービスの充実、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

※1 地域包括支援センター：地域の高齢者に対する地域支援の相談、高齢者の権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関。

※2 地域包括ケアシステム：介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

## ■ 施策

### 生きがいと社会参加の促進

- 高齢者が豊富な経験を生かして社会参加を果たすとともに、生きがいを持って地域の中で豊かに生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

### 介護予防と自立の支援

- 自立した生活を継続するために高齢者の健康や介護予防に必要な知識の普及を促進します。
- 要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者の把握に努め、各種事業への参加促進などにより自立生活への支援を図ります。
- 市民への介護予防の必要性や事業の周知を強化し、介護予防への理解を深めます。

### 介護サービスの充実

- 介護サービスや在宅福祉サービスの基盤整備について、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な生活が送れるよう、地域密着型施設の整備等を促進し、きめ細かなサービス体系を拡充します。

### 地域支援体制の推進

- 高齢者の生活を総合的に支える中核的な役割を高齢者支援センターが担うことができるよう、介護・保健・医療との連携に加え、地域の関係者を含めたネットワークづくりを強化します。
- 介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステム<sup>※2</sup>の構築を図ります。
- 高齢者の尊厳確保と虐待防止を図るため、相談に迅速に対応できるよう、窓口の周知活動を行うとともに、高齢者虐待防止相談対応マニュアルに基づき、関係機関等と連携して対応します。
- 認知症高齢者や知的障がい者等の財産管理や身上監護を行うため、成年後見制度<sup>※3</sup>の普及啓発を図るとともに、必要に応じた利用支援を行うなどの総合的な権利擁護支援を推進します。
- 認知症対策では、適切なケア体制の充実を図るとともに、認知症に対する理解を深め、地域で支える体制づくりやSOSネットワーク<sup>※4</sup>などの普及に努めます。
- 高齢者が気軽に交流できる場を開設し、NPO<sup>※5</sup>やコミュニティビジネス<sup>※6</sup>などの参画による運営を進め、市民で支える人材の育成や団体の支援を図ります。

※3 成年後見制度：知的障がい者・精神障がい者・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理などを支援する制度。

※4 SOSネットワーク：認知症等で外出したまま自宅に戻れなくなるなど行方不明になった場合、一刻も早く無事に発見・保護するため、地域の関係機関の協力や情報伝達を図る連絡体制。

※5 NPO：英語のNon-Profit Organizationの略。営利を目的としない民間組織。

※6 コミュニティビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネス的な手法を用いて解決しようとする取組。

## 第6節 社会保障制度の充実

### ■ 現状と課題

今日の急速な少子高齢化の進行は、医療・福祉などさまざまな政策に影響を及ぼしているが、特に急激な経済情勢の悪化は、低所得者層や社会的、身体的ハンディキャップを抱える世帯等に大きな影響を与えています。

平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活に困窮している人に対する相談業務を行い、各種の支援制度につなげていく必要があります。

生活保護による適正な援護を実施するために、経済的支援とともに自立への援助体制を充実することが必要です。

重度心身障がい者やひとり親家庭等の社会的、身体的ハンディキャップを負っている方に対する医療面での経済的負担を軽減する医療費助成は、継続して実施する必要があります。

乳幼児等の医療費に対する助成については、少子化社会といわれている今日、次代を担う子どもが健やかに成長することや女性が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの一環として、さらなる充実が求められています。

### ■ 基本的方向

- 生活保護に至る前の生活に困窮している人に対し、相談や各種制度を活用し、自立に向けた支援を進めます。
- 保護が必要な人に対し、生活保護制度により生活を保障するとともに、就労指導や生活指導により自立の助長を推進します。
- 重度心身障がい者やひとり親家庭の医療にかかる経済的な負担の軽減を図ります。
- 乳幼児等における疾病の早期受診、医療面からの子育て支援として、医療費の助成の充実を図ります。

## ■ 施策

### 低所得者援護の充実

- 生活保護に至る前の生活に困窮している人に対し、自立相談支援事業をはじめとする必要な支援を行い、生活の安定と自立の促進に向けた体制作りを進めます。
- 被保護世帯の生活実態を把握し、生活保護の適正な実施を図るとともに、安定した生活の確保、社会的な自立に向けた就労の相談・指導を進めます。

### 医療援護の推進

- 重度心身障がい者及びひとり親家庭等に対する経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。
- 乳幼児等の保健の向上を図るため、医療費の助成を行うとともに、制度の更なる充実に努めます。

